

アルペン競技会公認・開催規程

(目的)

第1条 この規程は、競技本部規程第1条第7号に基づき、アルペン競技会の公認手続き及び開催に関することを定める。

(開催)

第2条 公認競技会の開催は、本連盟又は加盟団体の主催によるものでなければならない。

(区分)

第3条 競技会はA級大会およびB級大会に区分される。

(1) A級大会は以下に掲げる大会とする。

- ① 全日本スキー選手権大会
- ② 国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会
- ③ 全日本学生スキー選手権大会
- ④ 全日本学生スキーチャンピオン大会
- ⑤ 全国高等学校総合体育大会全国高等学校スキー大会
- ⑥ 全国高等学校選抜スキー大会
- ⑦ 全国中学校体育大会全国中学校スキー大会
- ⑧ 全国選抜ユーススキー選手権大会
- ⑨ 全日本ジュニアスキー選手権大会
- ⑩ 全日本マスターズ選手権大会
- ⑪ 国際スキー・スノーボード連盟（F I S）公認大会

(2) B級大会は、前号以外の加盟団体、またはブロック主催による大会とする。

(申請)

第4条 競技会の開催の公認を申請するときは、加盟団体単独の主催の場合は、直接行うものとし、所属団体と加盟団体の共催の場合は、必ず加盟団体を通じて行われなければならない。

2 競技会の公認申請は、本連盟が通知する手続きに従い、指定した期日までに行うものとする。

3 未公認施設・コースを使用する場合は、同時に同競技会関係施設の公認手続きを行うものとする。

(実施)

第5条 公認競技会は、本連盟によって公認された施設・コースでなければ開催することができない。

(公認及び公認料)

第6条 競技会の公認は、本連盟において審査し理事会の承認を受ける。

2 公認を受けた競技会は各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を、加盟団体を通じ、指定された期日までに本連盟に納入しなければならない。

3 公認競技会の承認決定後に、追加又は変更する場合は、次の各号に掲げる公認料を納入しなければならない。

(1) 当該年度の公認競技会の承認決定後に追加公認競技会として承認され

た場合は、追加公認料は公認料の2倍の額とする

(2) 当該年度の公認競技会の承認決定後に日程又は競技種目の変更が承認された場合は、変更公認料は公認料の2分の1の額を追加納入する。

(大会傷害保険)

第7条 公認競技会では、主催団体が、大会傷害保険等に加入しなければならない。

2 公認競技会に参加する選手は、競技者登録を完了し、スポーツ傷害保険又はこれに準ずる保険に加入しなければならない。

(種目)

第8条 公認競技会の種目については、ダウンヒル(DH)、スラローム(SL)、ジャイアントスラローム(GS)、スーパーG(SG)、スーパーコンバインド(SC)、コンビ(KB)を原則とする。

(参加資格)

第9条 公認競技会の参加資格は、毎年10月に本連盟が公開する基準を元に、各競技会主催団体が決定する。

(競技役員の設置および指名等)

第10条 公認競技会には、技術代表(TD)1名をおかなければならない。

2 A級大会には、本連盟が技術代表(TD)を指名するものとする。その他の競技役員は、必要に応じ本連盟が指名する。

3 B級大会には、本連盟が技術代表(TD)1名を指名する。

4 技術代表(TD)を含む競技役員の必要な経費は、主管団体が負担するものとする。

(ポイント設定と管理)

第11条 公認競技会の成績は、本連盟の制定するポイントリストの対象となり、ランキングの資料となる。

2 ポイント計算はS A Jアルペンポイントルールに則り運用を行う。

(公式記録の報告)

第12条 公認競技会の公式成績表及び必要な書類(電子化又はPDF)は、本連盟に報告しなければならない。

(大会の変更)

第13条 積雪不足、その他のアクシデントにより大会要項どおり、大会が実施できないと当該組織委員会又は主催団体において判断した場合は、本連盟より別に公開する手続きに従い対応を行うものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正

令和 5年 9月29日 改正

令和 7年12月 8日 改正、令和8年3月1日施行